

福岡県産木材利用促進協議会（県産材協）から 福岡県木材利用促進協議会（県木促協）へ

改組に関する趣意書

これまで福岡県産木材利用促進協議会は、福岡県森林組合連合会、一般社団法人福岡県木材組合連合会を始めとする林業関係者・木材産業関係者の2者で、福岡県内の木材供給体制を活かす方法を模索し、川下側の主に建築士へ向けて普及啓発を行ってきた。

平成22年（2010年）公共建築物等木材利用促進法の施行から12年を経て、先端的な木造建築物の事例が多く実現し、建築関連法令改正で木材利用の緩和も一段と進んでいる。同法は令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（木促法）」へ改正され、対象を公共建築物から建築物一般に拡大された。地球温暖化防止、SDGs、ESG投資などの社会的な関心の高まりとともに、非住宅建築物等の新たな木材利用に向けた活路が開かれつつある。

福岡県は、福岡市・北九州市の二大都市圏を抱えた有望な木材消費地として、住宅のみならず非住宅建築物の木材利用も大きく期待できる。

いっぽうで、少子化の進行で住宅着工戸数は今まで以上に右肩下がりになり、住宅向けの木材需要は先細ることが予想される。林業・木材産業・木造建築に連鎖した構造的な問題を、3者が連携して事に当たり、今まで培ってきた福岡県内の木材供給体制を基盤として、新たな需要に向けた市場開拓が求められている。

よってこの度、新会員を迎えて、福岡県における木材利用の「構造的な諸問題の解決」と「社会の新たな期待」に応え、福岡県内の豊富な森林資源の持続的かつ循環的な利用と、林業・木材産業及び木造建築の振興に資する為、福岡県産木材・JAS構造材を始めとする製材品全般の需要拡大、非住宅建築物等を含む新たな木材利用への課題解決・市場開拓、これらに関する人材交流・研修を目的として、名称を「福岡県木材利用促進協議会」を改める。

令和5年1月26日

福岡県木材利用促進協議会
会長 平川 辰男

(名称)

第1条 この団体は、福岡県木材利用促進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、福岡県における林業・木材産業及び木造建築の振興に資するため、福岡県内の林業関係者、木材産業関係者、建築関係者による3者の連携によって、木材利用における諸問題の解決と、地球温暖化防止、SDGs、ESG投資等の社会的な要請に応え、福岡県内の木材利用促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 福岡県産木材・JAS構造材を始めとする製材品全般の需要拡大に関すること
- (2) 非住宅建築物等を含む新たな木材利用への課題解決・市場開拓に関すること
- (3) 上記に関する人材交流・研修に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる事業者等により構成する。

- (1) 福岡県森林組合連合会
- (2) 一般社団法人福岡県木材組合連合会
- (3) FUKUOKA うきうき wood 有限責任事業組合
- (4) 公益社団法人福岡県建築士会
- (5) 福岡県中小建設業協同組合
- (6) その他、協議会が認める者

2 協議会の活動と政策的に関係があり、連携を行うことができる行政機関、経済団体等は、オブザーバーとして協議会の活動に参加できるものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長2名、理事3名、監事1名、会計1名を置く。

2 会長は、総会で選任する。

3 副会長、理事、監事、会計は、総会の承認を得て、会長が任命する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 役員は、次の職務を行う。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、協議会の事業の運営の実務を行う。

5 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

6 会計は、協議会事業の会計に係る実務を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、役員会及び理事会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 総会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 事業計画及び収支予算の決定、並びに事業報告及び収支決算の承認に関する事項

イ 会則の改正に関する事項

ウ 役員改選に関する事項

エ その他協議会の運営に関し、役員会が必要と認める事項

(2) 定期総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて、その都度、会長が招集し、会長が議長を務める。

(3) 総会は、会員の過半数の出席で成立する。

議事は、出席者の過半数以上の賛成で決定し、可否同数のときは 議長の決するところによる。

3 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 協議会事業の運営に関する事項

イ その他会長が必要と認める事項

4 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 協議会事業の運営の実務に関する事項

イ その他会長が必要と認める事項

5 役員会および理事会は、会長が招集する。

(事業計画)

第8条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(資産及び経費)

第8条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 分担金

(2) 助成金(補助金)

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2 資産は協議会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

3 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 8 条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 9 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、FUKUOKA うきうき wood 有限責任事業組合内に置く。

2 事務局の職務は、会長を補佐し、協議会の事業の企画調整及び経理事務とする。

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、理事が兼任する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(その他)

第 11 条 協議会は、第 2 条の目的が達成された場合等において、協議会の議決により解散する。

2 協議会の解散後における必要な事務処理及び残余資産等については、その帰属は総会の決議により定める。

3 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

福岡県木材利用促進協議会
役員名簿

役職名	(フリガナ) 氏 名	所属・役職
会長	ヒラカワ タツオ 平川 辰男	一般社団法人 福岡県木材組合連合会 会長
副会長	ヨコタ シンタ 横田 進太	福岡県森林組合連合会 代表理事会長
副会長	アユカワ トオル 鮎川 透	公益社団法人 福岡県建築士会 会長
理事	マツオ トモアキ 松尾 智昭	一般社団法人 福岡県木材組合連合会 専務理事
理事	カジワラ ヒデヤス 梶原 秀康	福岡県森林組合連合会 代表理事専務
理事・ 事務局長	アキヤマ アツシ 秋山 篤史	公益社団法人 福岡県建築士会 まちづくり委員
監事	コバヤシ ツカサ 小林 司	福岡中小建設業協同組合
会計	ムラタ ミツル 村田 充	FUKUOKA うきうき wood 有限責任事業組合